

輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令（案）に対する  
意見公募手続の結果について

令和7年10月3日  
経済産業省  
貿易経済安全保障局  
貿易管理課  
電子化・効率化推進室

輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令（案）に対する意見募集について、令和7年7月25日から令和7年8月27日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

今後とも、経済産業行政にご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

(1) 募集期間：令和7年7月25日（金）～令和7年8月27日（水）

(2) 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵便

2. 提出意見数

3件

3. 提出された意見

別紙のとおり

※行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>法人についての申請・届出等については、法人番号についての記載を行わせるべきであり、入力等する内容に法人番号の項目の追加を行われたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
2	<p><b>【輸出貿易管理規則】</b></p> <p>①第一条の三第4項は削除又は「届出は、第一項の届出とみなす。」を「届出は、第一項及び第二項の届出とみなす。」とすべきではないか。</p> <p>②第一条の三第5項は改正前も含め削除すべきではないか。</p> <p>③別表第三（輸出許可証）及び別表第四（輸出承認証）の裏面欄外の「注書き」の削除を求めます。輸入規則別表第二に注書きはありません。また、紙発行している承認証の様式と規則に規定する様式が相違しているため、同じにすべきではないか。</p> <p><b>【輸入貿易管理規則】</b></p> <p>①第二条の三中、「その名称代表者の氏名」は「その名称、代表者の氏名」とすべきではないか。</p> <p>②第二条の三第4項は削除又は「届出は、第一項の届出とみなす。」を「届出は、第一項及び第二項の届出とみなす。」とすべきではないか。</p> <p>③別表第二様式に、別表第一と同様に「3 銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄（輸入承認関係）」の表を追加すべきではないか。また、紙発行している承認証の様式と規則に規定する様式が相違しているため、同じにすべきではないか。</p> <p>④第二条の四（特別の承認の申請手続等）に「第二条第一項第二号の規定による有効期間の延長をしようとする手続」を追加すべきではないか。</p>	<p><b>【輸出貿易管理規則】</b></p> <p>①御意見ありがとうございます。システムの観点としては各省令共通の「備えられたファイル」であり「みなす」必要はないというご指摘とおもいますが、各々の省令において規定しているため、当該省令における規定ぶりについても、当初案の通りとさせていただきます。</p> <p>②御意見ありがとうございます。改正案に誤りがございましたので、修正いたします。</p> <p>③御意見ありがとうございます。前段については、交付（紙）を想定しているため、原案通りとさせていただきます。後段については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p><b>【輸入貿易管理規則】</b></p> <p>①御意見ありがとうございます。改正案に誤りがございましたので、修正いたします。</p> <p>②御意見ありがとうございます。システムの観点としては各省令共通の「備えられたファイル」であり「みなす」必要はないというご指摘とおもいますが、各々の省令において規定しているため、規定ぶりについては、当初案の通りとさせていただきます。</p> <p>③御意見ありがとうございます。前段について様式の整合性に関するご指摘かと思いますが、現在この規定に基づく銀行等と当省への電子申請及び発給にかかるシステム側の連携の機能はありません。このため、別表第一様式と整合性をとった記載が難しい状況です。</p>

<p><b>【貿易関係貿易外取引等に関する省令】</b></p> <p>①第一条の三中、「その名称代表者の氏名」は「その名称、代表者の氏名」とすべきではないか。</p> <p>②改正前の第一条の三中、「及び事実を証する書類を経済産業大臣に提出する」に傍線を付すべきではないか。</p> <p>③第一条の三第4項は削除又は「届出は、第一項の届出とみなす。」を「届出は、第一項及び第二項の届出とみなす。」とすべきではないか。</p>	<p>後段については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>④御意見ありがとうございます。今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p><b>【貿易関係貿易外取引等に関する省令】</b></p> <p>①御意見ありがとうございます。改正案に誤りがございましたので、修正いたします。</p> <p>②御意見ありがとうございます。改正案に誤りがございましたので、修正いたします。</p> <p>③御意見ありがとうございます。システム的な観点としては各省令共通の「備えられたファイル」であり「みなす」必要はないというご指摘とおもいますが、各々の省令において規定しているため、規定ぶりについては、当初案の通りとさせていただきます。</p>
--	---